

「プラスチック資源循環法」の施行について

- ・今回は、令和4年4月1日から施行の新しい法律のご紹介です。
- ・特定建築物管理業務に関わっては、今後、詳細が決まり次第お知らせします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(令和4年4月1日施行)

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
 - 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**客リ法**ルートを活用した再商品化を可能にする。
 - プラスチック資源の例
- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

※：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行期日：公布の日から1年以内に政令で定める日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

⑥ 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項

1 排出事業者の取組

イ 排出事業者

- ・ プラスチック使用製品廃棄物等の排出の抑制及び再資源化に関する技術水準、安全性、機能性及び経済的な状況並びにその他の必要な事情に配慮した上で、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品廃棄物等について、その排出の抑制及び再資源化等を実施する。

また、多量排出事業者は、排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。その排出量及び目標の達成状況を公表するよう努める。

ロ フランチャイズ本部及び加盟者等における取組

- ・ 加盟者も含めた事業者全体での取組が促進されるよう努める。
- ・ 建設工事にて排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物等においても、元請業者及び下請負人は排出の抑制及び再資源化等が促進されるよう努める。

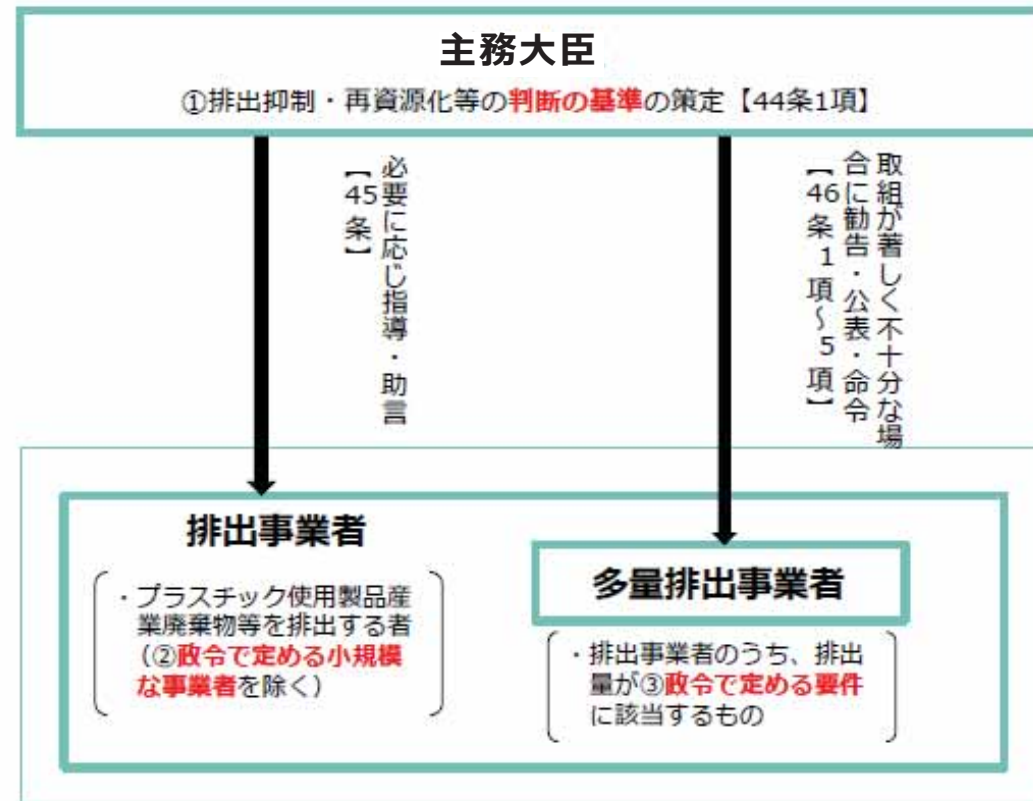
POINT!

本法律の対象は、 排出事業者です。
排出事業場（多量排出事業場）ではありません。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

【排出事業者による発生の抑制】

- 排出事業者が排出の抑制や再資源化等の取り組むべき**判断を策定**する。
- 主務大臣の**指導・助言**、プラスチック使用製品産業廃棄物等を多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

① 排出の抑制・再資源化等の判断の基準の策定【主務省令】（案）

● プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等の実施の原則

- ・ 技術水準、安全性、機能性、経済的な状況その他の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施すること
- ・ 再資源化を実施することができないプラスチック使用製品産業廃棄物等であって、熱回収を実施できるものについては、熱回収を実施すること
- ・ 自ら再資源化を実施できない場合は再資源化等を適正に実施し得る者に引き渡すこと
- ・ 排出の抑制及び再資源化等の実施に当たっては、不適正に処理されないよう適切に管理すること

POINT!

- 再資源化は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル（ガス化、油化等）を指します。
- 熱回収（サーマルリサイクル）は再資源化に含まれませんので、ご注意ください。
- なお、文章中の「再資源化等」と記載されている「等」とは、熱回収を表します。

● プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制

- ・ プラスチック使用製品の製造、加工又は成形の過程における端材の発生の抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫をすること
- ・ 可能な限り長期間の使用が可能なプラスチック使用製品の採用等を促進すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等の使用の合理化を図ること

● プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等

- ・ プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができるものについては、可能な限り、その全部又は一部を部品又は原材料その他の製品の一部として利用できるようにすること
- ・ リチウムイオン蓄電池その他の再資源化等を著しく阻害するおそれのあるプラスチック使用製品産業廃棄物等の混入を防止する措置を講ずること
- ・ 周辺地域において再資源化事業者が存在しないこと、感染のおそれのある等の廃棄物の性状等、再資源化を実施することができない場合であって、熱回収を実施できるものについては、熱回収を実施すること
その際、可能な限り効率の良い熱回収を実施すること

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

① 排出の抑制・再資源化等の判断の基準の策定【主務省令】（案）

- 排出の抑制及び再資源化等の計画的な実施
 - ・多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと
- 情報の提供
 - ・プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出・分別の状況等の情報を提供すること
 - ・前年度の排出量、排出の抑制及び再資源化等の目標やその達成状況の情報をインターネット等で公表するよう努めること
- その他
 - ・関係者（国・地方公共団体、消費者、関係団体・事業者）との連携を図るよう配慮すること
 - ・本部事業者は、加盟者（フランチャイズ）への指導を行い、また、加盟者は本部事業者が実施する措置に協力するよう努めること
 - ・元請業者は、下請負人への指導を行い、また、下請負人は元請業者が実施する措置に協力するよう努めること
 - ・従業員へのプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うように努めること
 - ・排出量、排出の抑制及び再資源化等の実施量の把握・記録、それらを適切に行うための事業場ごとの責任者の選任、その他管理体制の整備を行うこと

③ 多量排出事業者の要件【政令】

- 廃棄物処理法及び食品リサイクル法における多量排出事業者の要件を勘案し、多量排出事業者の要件について以下のとおり規定する。
 - ・当該年度の前年度においてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上であること

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

参考資料

環境省ホームページ

➤ プラスチック資源循環法関連

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

➤ 中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議（第11回）

http://www.env.go.jp/council/03recycle/11_1.html



- 本講習資料は、環境省ホームページに掲載されている資料を抜粋し作成しております。
詳細（法律や制度概要など）につきましては、環境省ホームページをご覧ください。
- 「省令、告示」は案であり、今後、一部変更される場合があります。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

◆ 新着情報

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令が閣議決定されました。
(令和4年1月14日(金))
- 「プラスチック資源循環」の特設サイトが開設されました。
(令和4年1月14日(金)～)

➤ プラスチック資源循環

「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル」と題して、プラスチックに係る資源循環等に関する法律に関する情報が順次更新されます。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

